

South China - Asia Business Report



華南・アジア ビジネスレポート

Channel to Discovery

CONTENTS

Briefs & Editorial

Topics

シリーズ 震災と日系企業

震災越え国内市場に傾注する華南自動車産業…………… 3

企業が抱える来料独資化後の問題点…………… 6

Market

日本取引所はアジアのリーダーを目指すのか…………… 11

Regional Business

India インドの税制[36]

南インド地域における会社設立実務…………… 14

Vietnam

外国契約者税をめぐる矛盾点と

租税条約に基づく対処法…………… 18

China 解説・中国ビジネス法務[1]

外資 M&A に対する安全審査制度の実務…………… 22

China

「輸出入食品安全管理弁法」について…………… 25

Macro Economy

アジア各国・地域主要経済指標…………… 28

～金利編～

Briefs

Topics

シリーズ 震災と日系企業**震災越え国内市場に傾注する華南自動車産業**

震災からの復旧もつかの間、タイの洪水で再び大きな影響を受けた自動車産業。他方、日系 3 大完成車メーカーと関連部品メーカーが集積する広州では今、部品や素材のみならず、研究開発まで 100%中国国産化を目指す動きが加速している。

災害を受けたリスクヘッジの動きとは対極にある中国化の背景には何があるのか。厳しい経営環境の中でコスト圧縮と中国国内市場への対応を実現し、生き残りを図ろうとする企業の姿を追った。

企業が抱える来料独資化後の問題点

2012 年末とされる加工貿易企業の転型・昇級期限に向け、来料企業の独資転換が進む華南。他方、ようやく独資化を果たしたものの、スキームの相違による税関や税務面でのトラブルに直面し、戸惑う企業が目立っている。

増値税の納付や転廠、流動資金の資金手当てなど、来料と独資化後のオペレーションにおける主な留意点とともに、保税監督管理区域を活用した「一日遊」などについて紹介する。



Market

日本取引所はアジアのリーダーを目指すのか

東京と大阪の両証券取引所がいよいよ経営統合に合意した。アジアでは各国・地域の証券取引所が成長段階にあり、特に上海・深圳の2取引所を有する中国は株式時価総額や取引額等で東京をしのぐ勢いをみせている。金融危機による世界的な停滞期を乗り越え、更なる成長が見込まれるアジアの証券市場において、日本のリーダーシップが期待される。

Regional Business

インドの税制[36]南インド地域における会社設立実務

日系企業の積極的な進出が続くインドでは、昨今、南インドへの投資が勢いを伸ばしている。インドでは

今年から会社登記手続きの電子化が始まり、DIN(取締役識別番号)や DSC(電子署名証明書)の取得により、ウェブサイト上で速やかな設立手続きが行えるようになっている。本稿では南インドにおける会社設立の実務と留意点について解説する。

外国契約者税をめぐる矛盾点と租税条約に基づく対処法

ベトナムとビジネスを行う海外企業から、税務上の課題として指摘されることが多い外国契約者税。国際税務の大原則である「PE なければ課税なし」から逸れ、日越租税条約でも回避が難しいという、企業にとってリスクが高い税目でもある。本稿では外国契約者税をめぐる問題と実務上の対応について紹介する。

解説・中国ビジネス法務[1]外資 M&A に対する安全審査制度の実務

外国企業による M&A にかかる安全審査制度が先ごろ中国で施行され、国の安全や重要産業にかかる買収については安全審査を経る必要があることが明記されたほか、場合により買収ができないことになった。安全審査の範囲や審査機関と内容、また実務上の留意点などについて、従前の規定と比較しながら解説する。

「輸出入食品安全管理弁法」について

“食の安全”が懸念されている中国でこのほど、食品の輸出入にかかる「輸出入食品安全管理弁法」が公布された。中国と食品を輸出入する企業の登録義務や、検査・検疫の強化等がうたわれた同弁法の施

行により、今後公布されるであろう関連細則次第では、関連企業に広く影響を及ぼすと見られる。来年3月の施行を前に、弁法制定に至った背景や、主なポイントについて述べる。

Macro Economy

アジア各国・地域主要経済指標～金利編～

アジア各国・地域の金利推移をみると、金融危機を挟んで 09 年にかけて低下後、一部の国・地域で上昇に転じている。銀行間取引金利は 10 年後半から中国や台湾、韓国、マレーシア、ベトナム、タイ、インドなどで、程度の差はあるものの上昇基調にある。貸出金利では中国やタイ、ベトナムなどで上昇している半面、一部の国・地域では低下傾向もみられる。

Editorial

震災やタイの洪水を踏まえ、今後、アセアンでの拠点分散を検討する企業が増えると思込まれる中、数年ぶりにフィリピンを訪れる機会に恵まれました。同国はこうした移転先候補の一つとされ、英語が可能な豊富な若い労働力や親日的な国民性、賃金上昇率が中国や他のアセアン諸国と比べ低いこと、また輸出加工産業を推奨する政府の優遇税制などもあり、視察者や実際に進出する企業も着々と増加しているようです。

チャイナ・プラスワンが脚光を浴びた当時、フィリピンは発展途上にある周辺国に比べ賃金が割高であったことや、治安面での不安から敬遠されていました。経済制裁解除への期待感から同じく注目が高まっているミャンマーなども含め、これまで視野の外にあった国・地域が今後、ますます進出候補地としての地位を高めていくものと思われます。アジアビジネスの最前線では、リスクと向き合いつつ、既成概念にとらわれない柔軟な発想で、臨機応変に対応する姿勢が必要かもしれません。(A)



シリーズ 震災と日系企業

震災越え国内市場に傾注する 華南自動車産業

久嶋 真由美 みずほコーポレート銀行 香港営業第一部
中国アセアン・リサーチアドバイザー課

東日本大震災により深刻な影響を受けた自動車産業。ようやく修復されたかに見えたサプライチェーンも、タイ洪水による浸水被害で再び寸断され、今なお操業再開のめどがたっていない企業も多い。日本国内ではリスク分散や国内市場縮小への対策から、企業の海外移転が加速し、国内産業が空洞化するとの懸念が高まっているという。他方、中国国内で日本の3大完成車メーカーやその関連部品メーカーが集積する広東省広州市周辺では、今般の震災や洪水の影響をどう受け止め、また今後の戦略をどのように考えているのか。在华南日系企業が直面した震災の余波、そして今後の課題を追った。

目立つ影響の「差」

震災で直接的な被害を受けた東日本のみならず、世界的に影響が広がった自動車産業のサプライチェーンが復旧し、生産体制がほぼ正常化したのはこの秋に入ってから。まさにタイ洪水が発生する直前であったが、メーカー系列により、災害の影響と復旧に大きくばらつきが見られたことが昨今明らかになっている。広州周辺でも、日産系列の各社が5月早々には通常操業となっていたのに比べ、ホンダ、トヨタ系列では部品不足などが尾を引き、ようやく9～10月になって通常操業状態に戻ったという声が多く聞かれた。

もともと自動車・関連部品メーカーは系列にかかわらず、Just in Time による在庫圧縮を目指しており、拠点に抱える在庫は数日分程度にすぎない。また、部品や素材は完成車メーカーの生産計画により厳格に管理されているため、1つの部品、素材が

欠ければ全体がストップしてしまうという状況は各社とも大きく変わらない。とすれば、復旧に差が出たのは、被災地に関連部品、とくに代替のきかない特殊・専門的な部品や素材の調達先があったかどうかによる部分が大きい。ただ、リスクヘッジ体制という点で、日産が他社に先駆けて早期復旧を実現し、生産体制の正常化をリードしたことは、かねて“系列”の解体に取り組み、マルチソース化、つまり調達のグローバル化を進めていたことと無縁ではないだろう。

これは、タイの洪水被害からの復旧についても同様で、完成車メーカーの工場が被災したかどうかにかかわらず、部品工場の被災・操業停止がサプライチェーン全体にストップをかけてしまうという構造も、復旧・正常化の実現が代替調達・生産先によるサプライチェーンの再構築をいかに迅速に進められるかどうかにかかっている点も変わりはない。天

災であるが故に避けられない部分を差し引いても、完成車メーカーの現状を見る限り、リスク分散・調達先の多様化→早期復旧・正常化→ビジネスへの影響最小化につながっていると考えられる。

苦悩する部品メーカー

ただし、部品メーカーにとって、完成車メーカーによるリスク分散・調達先の分散・多様化についていくことは企業体力の面で負荷が大きく、競争力の面でも厳しい環境にさらされることを意味している。一般的にリスクヘッジの手段とされる素材や部品の共通化・標準化も、自動車産業の場合は完成車メーカーの指示によるところが大きく、部品メーカーの判断で簡単に替えられるものではない。同様に、拠点の分散についても、Just in Time 実現のためにはサプライチェーンの中から独断で遠隔地に飛び出すことは現実的に難しい。

さらに今回の震災で、部品メーカーは自社が被災しなくても完成車メーカーの生産計画調整により自社のラインがストップしてしまうというだけでなく、労務管理上のリスクも現実のものとなった。震災直後は、華南でもサプライチェーンの一部が部品不足に陥り、操業を停止した企業が複数あったが、数カ月間にわたって全工場をストップしたという企業は少なく、一時的な操業停止はあれど数日～1カ月程度で再開し、生産量を減らすなどして操業を維持していた工場が多かった。これは生産再開とその後の増産等に備え、一時帰休などで故郷に帰った労働者が復帰しないのを避けるための対応であったようだが、雇用を維持する企業側にとって負担は決して少なくない。華南地域の生産企業で働く出稼ぎ労働者の多くは手取り収入の増減に敏感であるため、

生産調整などで収入減となれば、離職や、場合によっては労務問題に発展する恐れもあり、企業にとっては頭の痛い問題といえよう。

直近のタイの洪水では、輸出生産拠点であるタイのサプライチェーンと、国内市場向けが多い中国のサプライチェーンそれぞれの関わりが少なかったこともあり、操業停止などに陥る企業はほとんど見られず、一部で代替生産を請け負うなどの軽微な影響にとどまっているもようだ。では、今後加速すると見込まれるリスクヘッジの動きに、各部品メーカーはどのような対策を講じているのだろうか。

異なる視点～国産化に注力する中国

実は、中国・華南地域の自動車関連メーカーでは今、日本で叫ばれているリスクヘッジとは対極にある「中国仕様の素材・部品による 100%中国国産化」への動きが加速している。

もともと広州では、日系完成車メーカーのパートナーである地場系メーカーによる「中国産自動車の生産」を目指す動きの下、次期車種のモデルチェンジを機に日本などの海外から調達していた部材を中国国内での現地調達に切り替える動きが進められてきた。また、今後の市場拡大が見込まれる内陸部に完成車メーカーが新たな生産拠点を設立するにあわせ、部品メーカー各社も既存の広州拠点の分公司あるいは子会社として、その近隣に新たな拠点の設立を急いでいる。

さらに、中国国内市場のニーズに合致した 100%中国産自動車を目指すため、素材や製品の開発や品質改良を加速化すべく、研究・開発(R&D)機能を中国国内に持ち込んだり、中国仕様の車種に対応

するため R&D 専門の新たな拠点を国内に設立する動きもみられる。これら中国国内市場への傾注は、部品の共通化や他国・地域間での相互融通といったリスクヘッジの観点や、日本からみれば“虎の子”である核心技術の流出に繋がる懸念から消極的な企業が多かったもの。さらに中国市場にターゲットを絞った中国仕様の研究・開発については、素材・部品の共通・標準化というベクトルとは正反対にあるものにほかならない。

そうした矛盾を飲み込み、あえてこのタイミングで中国化の動きが顕在化しているのは、日本で懸念される産業の海外流出というよりは、中国市場の潜在的ボリュームと成長性が放つ魅力ゆえんであろう。先に述べた内陸部への生産能力拡充も然りで、新拠点で生産された製品の供給先はあくまで中国国内市場であり、震災や洪水の影響と本質的な関連性はない。もちろん、災害の影響が間接的に海外移転・拡充を後押しした側面は否めないが、日系企業が従前、進めてきた国内生産・輸出モデルから、マーケットに近いところで生産する「地産地消」モデルへの転換は、中国において、震災や洪水とは関係なく、想像以上のスピードで進んでいるということになろう。

さらに、中国国内でのビジネス拡大を目指す各社にとって、中国での研究・開発はコストを抑えるという利点だけでなく、新たな取引先候補である地場企業のニーズにスピード感をもって、日本の常識に縛られず対応しやすいというメリットもある。また、同様に中国ビジネスの拡充を図る欧米完成車メーカーは、現地市場に即した現地発の技術やサービスを求める傾向が強いことも、日系部品メーカーの R&D 移転を後押ししていると言えよう。

結び

震災やその後の電力問題により日本企業の海外展開が進み、国内の産業空洞化が加速する——との懸念は、先に本シリーズ¹で述べられたとおり、避けがたい動きであろう。一方で、移転先候補の筆頭である中国では、既に輸出型生産拠点から国内市場対応へと現地法人各社が戦略の転換に取り組んでいる。特に自動車産業においては現地ニーズに即した 100% 国産化や、完成品メーカーでの増産体制に対応すべく、生産拠点のさらなる拡大・増設を目指す動きが加速している。またライバルである他国メーカーや成長する現地メーカーとの競争の中で、日系各社はさらなる付加価値の向上を目指し、R&D にも力を入れ、現地化による品質・スピード・コストなど各方面での競争力強化に力を入れている。内外における厳しい経営環境の中で、追い込まれた日系企業が生き残りを図るのは容易ではない。

¹ 本誌第 7 号（2011 年 11 月号）を参照されたい。



企業が抱える 来料独資化後の問題点

藤川 あゆみ みずほコーポレート銀行 香港営業第一部
中国アセアン・リサーチアドバイザー課

中国・華南地域で広く行われてきた委託加工貿易スキーム、広東式来料加工。ここ数年は政府の指導・支援の下、法人格を有さない来料加工企業から独資企業への転換が進められ、現状、2011年6月末までの独資化優遇措置を見据えた駆け込み転換がほぼ一段落してきたところだ。

一方、ようやく独資転換が終わったと安心したのもつかの間、これまで来料経験しかない企業が独資オペレーションを遂行するにあたり、来料とのさまざまな相違に直面し、困惑するケースも散見される。本リポートではこうした独資化後の変更点や注意点を主に説明したい。

増値税徴収方法の変化

来料スキームで行われる保稅加工貿易では、輸入原材料・部材に關稅をかけず、加工後も關稅免除のまま輸出する。増値税に關しては、中国では通常、製品ごとに輸出増値税の還付率を定めており、増値税 17%と還付率の差額(不還付額)相應の納税が必要となる。ただし、来料の場合は『徴収せず、還付せず』の方針に基づき、原材料・半製品・製品の輸出入には増値税が一切発生せず、還付も行われない。しかし、増値税稅制改革以降、09年からはそれまで免税であった来料加工企業による無償貸与設備の輸入に対して増値税が発生することとなったほか、国内調達材料や光熱費、運送費用等にかかる仕入増値税の控除ができず、そのまま来料企業のコストとなっている。

一方で、独資化後の生産性企業の増値税は『免税、控除、還付』方式を採用するため、輸出増値税の還付率に照らした不還付額部分の納税が必要と

なり、それが企業のコストとなる。ただし進料加工の場合は一般貿易と異なり、その対象は付加価値の部分に限定される。また来料では仕入稅額控除ができなかった国内調達材料等にかかる増値税についても、転廠による輸出部分を除き控除が可能となる。

これまで来料スキームを行ってきた企業にとって、増値税の納付は躊躇する部分も多いが、一般的に、工場名義で直接輸出する部分が多く、国内の仕入増値稅額もほどほどにある企業にとって独資化は増値税還付・控除が可能な分、メリットといえる。とはいえ、上述のとおり、進料加工なのか一般貿易なのか、あるいは転廠を行うのかどうかなど、各社のスキーム・製品などにより稅額・対象が異なるため、留意が必要であろう。

商流の変化による資金手当て

独資化した企業は、従来の来料における加工賃

決済でなく、貨物輸出入にかかる自社決済を行うことになる(引き続き来料加工を継続するケース¹、あるいは進料加工で外貨管理局に差額決済を申請するケースを除く)。自社決済に伴い運転資金が必要となるため、独資会社の資本金はある程度の流動資金を考慮した上での設定が必要となる。

仮に資金不足に陥った場合、まず考えられるのは中国国内での銀行借り入れだが、当局の金融機関に対する預貸比率規制や海外からの外貨調達金額規制等により、なかなか難しいのが現状だ。銀行借り入れ以外の主な資金調達方法としては、海外からの借入(親子ローン、オフショアローン)や増資、国内での関連企業あるいは第三者企業からの委託貸付のほか、関連企業が絡んだ商流の場合は延払い等の活用による支払いサイト調整などの方法で資金不足の回避が可能である。ただし、海外からの借入に関しては個々の外債枠(対外債務枠)の残高を考慮する等、留意点もそれぞれ存在する。主な資金調達方法については文末の表をご参照願いたい。

転廠にかかる問題

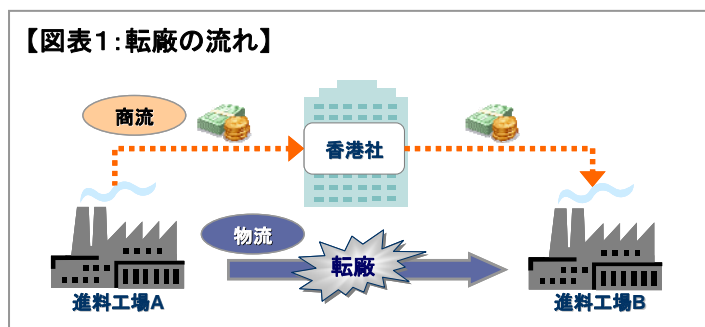
転廠は保税加工企業間での保税貨物の国内移動を認める制度で、華南地区では特に活発に行われている特殊な形態である。転廠を行う場合、90日以内のものは集中通関手続きが可能となるため通関コスト面でのメリットは高いが、集中通関手続きによる記録不備などが税関トラブルの原因に繋がりがやすく、利便性が高い反面、ある意味注意すべき取引であるとも言える。

¹ ただし独資化後の来料加工については現状、東莞は可能、深圳では事例なし(実質不可)となっている。

また転廠には①来料⇒来料、②来料⇒進料、③進料⇒来料、④進料⇒進料の4つのパターンがあり、転廠可能な基本条件として転出企業と転入企業間の価格、HSコード、数量の一致が求められる。来料ではインボイス価格を実際よりもかなり低く申請しているケースが散見されるため、独資化後、③のパターンで価格の相違により転廠できないケースがしばしば発生する。転廠不可となった場合、いったん貨物を物理的に海外に輸出し、転入企業が直接輸入手続きを取る必要がある。

このほか、物流自体は中国国内で完結する転廠において、商流は香港社を絡ませているケースが多い(図表1)。ただし、外貨管理局の『貨物貿易輸入代金支払管理暫定規則(匯発[2010]57号の別紙一)』の第14条「外貨支払単位と契約において約定した輸入単位・輸入貨物通関申請書の経営単位とは一致しなければならない(以下略)」に基づき、今年に入り東莞では上記取引に香港社が絡むことができなくなっているケースが報告されており、東莞の外貨管理局も当該規定遵守の観点から、実際上記取引による送金を認めていない。よって、企業は当該取引にかかる商流あるいは物流の変更を迫られることになる。特に商流を変更する場合は、工場側に相応分の資金手当てが必要となるため、注意しなければならない。

【図表1: 転廠の流れ】



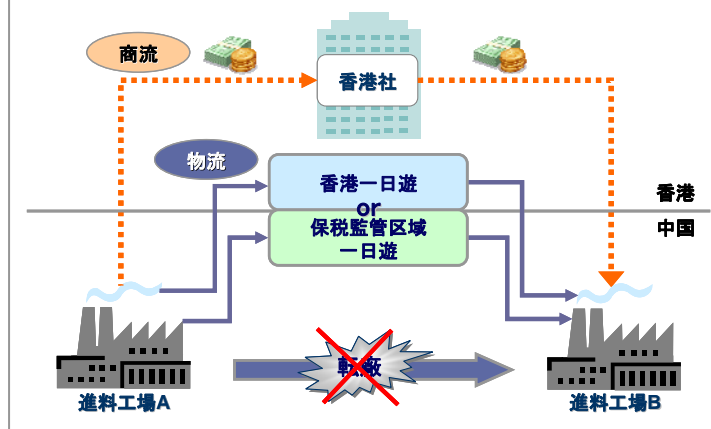
一方、深圳では、現在でもなお中国進料工場と香港社間の契約書上に貨物の実際の受け取り方法や受け取り場所等を記載することにより当該取引が可能となっている。このように外貨管理局の対応には地域性がうかがえるが、当該通達は地域限定ではなく全国的に公布されているものであることから、転廠取引を利用している企業にとっては東莞以外の地域における今後の外貨管理局の方針に注意を払う必要がある。

物流の変更による保税監管区域一日遊の活用

上述のように国内での転廠ができないケースで現在多く利用されているのが中国内の保税監管区域を活用した「一日遊」である(図表2)。

「一日遊」は転廠と比べ通関コストの増加は否めないが、いったん輸出することで転廠取引部分の増値税仕入控除が可能となるほか、保税區以外の保税監管区域利用の場合は園區に貨物が入った段階で輸出したとみなされ、増値税還付申請が可

【図表2:一日遊の活用】



能となる。

数年前までは、運送コストが割高となる問題はあるものの、転廠の条件(上述参照)にかかる制限をほとんどクリアできるという利便性の面から「香港一日遊」が主流であったが、華南地域での保税監管区域増加に伴う選択肢の拡大(左図)、香港と比較した場合の通関時間の短縮や運送・通関コスト面での優位性から、現在では中国内保税監管区域での一日遊の利用が活発となりつつある。

また、余談であるが、2011年10月8日から深圳市政府による「深圳前海湾保税港区管理暫行弁法」が施行されており、企業所得税等で独自の優遇策も制定していることなどから、加工貿易以外での中国内での保税監管区域の活用は今後も増加していくと予想される。

その他の独資化後の留意点

[税務問題]

独資化後のオペレーションで企業を悩ませるのは、製品の価格設定である。近年の法整備に伴い、中国でも移転価格問題に対する取り締まりが徐々に厳しくなっており、企業が損失を計上し



た場合は該当年度の同時文書作成が必要となる。また関連者間取引の金額に応じ、「企業年度関連取引往来報告書」の提出が求められているため、価格は合理的利益率を上乗せして設定しているか否かが重要となり、結果、グループ間での価格設定見直しが必要となる。

[税関問題]

法人格を持たない来料工場と異なり、法人格を有する独資工場の場合は、税関対策が更に重要となる。

まず、独資化後の第一回目の加工貿易手帳消し込みの際には通常、税関の現場検査が実施されるため、現場検査に先立ち倉庫の管理体制を整えておく必要がある。

具体的管理には「現物管理」と「帳簿管理」があり、現物については、一般的に『保税原材料倉庫』・『輸出製品保税倉庫』・『国内購入材料倉庫』・『ロス材料倉庫』の4つを金網等のフェンスで仕切ったうえ、鍵がかかる状態で管理する必要がある。さらに、倉庫の出入状況を6つの帳簿（材料・製品・国内調達・ロス材料・国内販売・委託外注加工）で記録管理し、手帳とのズレが発生しないよう細心の注意を払う。また、定期的に棚卸しを実施し、ズレの原因を究明するとともに、改善できるものはその都度対処していくことで、保税加工の一番の問題ともいえる手帳のズレを極力回避することが可能となる。

このほか、独資化後は来料時と比べ、より厳格なオペレーションが求められるため、企業によっては自社通関士の経験値や能力だけでは対応が難しいケースもあり得る。こうした場合の対応として、最も問題となりやすい税関関連の実務を、独資転

換化後、しばらくの間は外部の通関コンサルティング会社に依頼し、専門家の目で検証してもらうことなども検討すべきであろう。こうした第三者によるダブルチェックにより、企業の内部監査にも対応可能となるほか、より健全な企業経営の実現に近づくことができる。

まとめ

12年末までに加工貿易企業の産業レベルアップを終えるという政府の方針や、社内コンプライアンスの観点から独資化に踏み切った日系企業は少なくないが、独資化にあたってはそのプロセスやスケジュール感そのものにどうしても目を向けがちである。

ただ、独資化が成功するかどうかはむしろ、独資転換後の日常のオペレーション次第であり、その諸作業にかかる負荷を十分に検討し、工場既存従業員のマンパワーを考慮した上で、いかに健全かつスムーズな経営をいっていかかが重要である。自社の能力で補えない部分はオペレーションが軌道に乗るまでの間、弁護士、会計士、通関コンサルティング会社等の専門家と密に連携し、相談しながら進めていくなどの方法で、不測の税関・税務問題を回避するとともに、各企業のご担当の負担やストレスの軽減につなげられたい。

【中国における主な資金調達方法】

項目	資金出し手	通貨	その他留意事項
増資	親会社 (出資者)	外貨 人民元	<ul style="list-style-type: none"> 外貨資本金口座入金後の払い出しは実需原則(エビデンス要) 人民元建出資については外貨建に比べ一部規制のハードルが高い部分あり
親子ローン	海外親会社・ 関係会社	外貨 人民元	<ul style="list-style-type: none"> 外債枠余力(=中長期外債累計額+短期外債残高\leq総投資額-登録資本)の確認要。また外貨管理局への外債登記要 借入金専用口座・借入金弁済専用口座の開設要
オフショアローン	海外金融 機関	外貨 人民元	<ul style="list-style-type: none"> 外債建外債は資金用途として人民元建借入金返済への利用不可 人民元建については外貨建に比べ一部手続き等に不明瞭な部分あり
シンジケートローン	中国国内・海 外金融機関	外貨 人民元	<ul style="list-style-type: none"> 外貨の場合、中国国内外債調達プレミアムの影響を受け、調達コストに上乘せされる点留意要 中国国内参加行は貸出総量コントロール等の影響あり
委託貸付	グループ 企業他	外貨 人民元	<ul style="list-style-type: none"> 与信リスクは資金余剰側企業が負担し、仲介銀行は与信リスクを負わず、オフバランス。グループ企業間で行われるケースが多い 金利設定自由(預金、貸出金利の中間レベルに設定するケースあり) グループ外の第三者企業による委託貸付のアレンジについても検討可 外貨の場合はグループ企業間限定。なお、外貨の場合は人民元転しての使用不可
人民元建セール& リースバック	リース会社	人民元	<ul style="list-style-type: none"> 既存設備(固定資産計上のもの)をリース会社に売却し、リースバックを受ける方式 長期(5年等)資金の確保が可能となるほか、外債枠や銀行借入枠を温存可 会計上引き続き固定資産に計上し償却可
延払貿易	海外親会社・ 関連会社等	外貨 人民元	<ul style="list-style-type: none"> 外債枠にカウントされないが、外貨管理局への延払登記要 延払限度額規制あり、当局による残高管理を実施。(限度額=直近12カ月の輸入支払総額\times基準比率20%-(確認済み支払登記額-確認済抹消登記額))
手形割引、インボイス ディスカウントファ イナンス、L/C 買 取、フォーフェイティ ング	中国国内 金融機関等	外貨 人民元	<ul style="list-style-type: none"> 在中国日系企業の売掛債権の買取 手形あり・なし、L/C付・なし、訴求権あり・なし、いずれも対応可 銀行引受手形割引スキームもあり 中国当局の貸出政策の影響あり



日本取引所は アジアのリーダーを目指すのか

小原 篤次 みずほ証券リサーチ&コンサルティング投資調査部副部長

東京、大阪の両証券取引所が11月22日、2013年1月をめどに持ち株会社「日本取引所グループ」を設立し、経営統合することで合意しました。東京証券取引所が1株48万円で大阪証券取引所株をTOB(株式公開買い付け)で取得し、子会社化した上で、大阪証券取引所を存続会社として持ち株会社を設立します。両取引所の統合により、システム投資などでのコスト削減効果が期待されています。

実は、日本・アジアより一足先に、欧米では取引所の統合が進んでいます。ニューヨーク証券取引所(NYSE)と欧州のユーロシステムは同じグループ、NYSEユーロネクストの傘下にあります。ユーロシステムには、パリ、アムステルダム、ブリュッセル、リスボン、そしてロンドン国際金融先物取引所

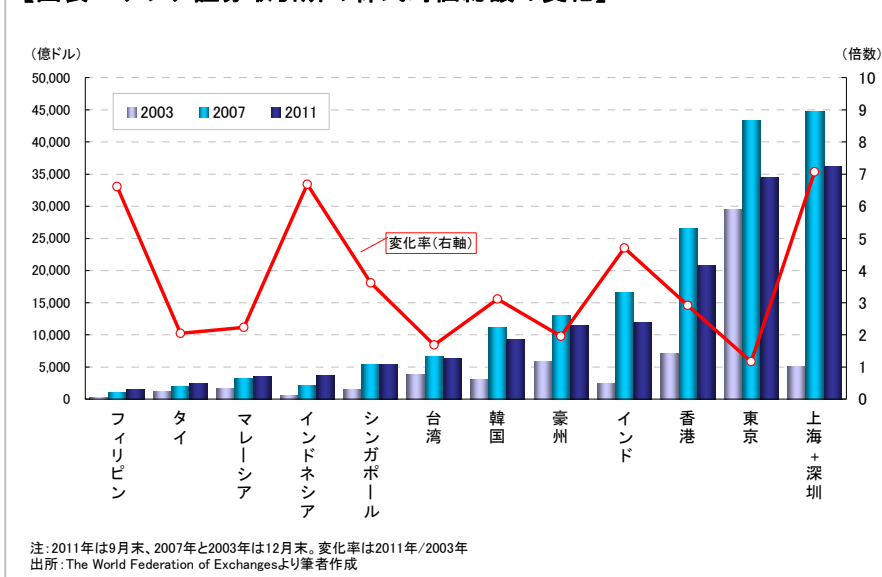
(LIFFE)があり、さらにNYSEユーロネクストはドイツ証券取引所との統合も発表しています。新しい日本取引所グループが、アジアの中で中核的な存在を確保していくのか、アジアの各証券取引所といかに連携していくのか、今後注目したいところです。

アジアの取引所における東証の地位低下

東京証券取引所は昨今、アジア最大の取引所の地位が危ぶまれています。東京証券取引所に上場する企業の株式時価総額(11年9月末)は合計3兆4,527億ドルで、米ナスダック(3兆5,580億ドル)を超え、ニューヨーク証券取引所(10兆4,869億ドル)に次ぐ世界第2位の規模を誇っています。ただし、上海と深圳の証券取引所の株式時価総額を合計すると、3兆6,267億ドルと、東京を上回っています

(図表1)。

【図表1: アジア証券取引所の株式時価総額の変化】



03年末の上海と深圳の証券取引所の株式時価総額は5,130億ドルでしたので、11年9月末までの8年弱で7.1倍に拡大したことになります。中国以外のアジアも市場規模を拡大しており、同じ時期にインドネシアは株式時価総額が6.7倍、フィリピンは6.6倍、インドは4.7倍、シンガポ

ールは 3.6 倍に膨らんでいます。

また上場企業の数でも、上海・深圳は 03 年末の 1,285 社から 11 年 9 月末では 2,294 社と 1.8 倍に増加し、東京証券取引所(2,267 社)を抜いています。韓国は 2.6 倍で 1,787 社、香港は 1.4 倍の 1,445 社に拡大しています。

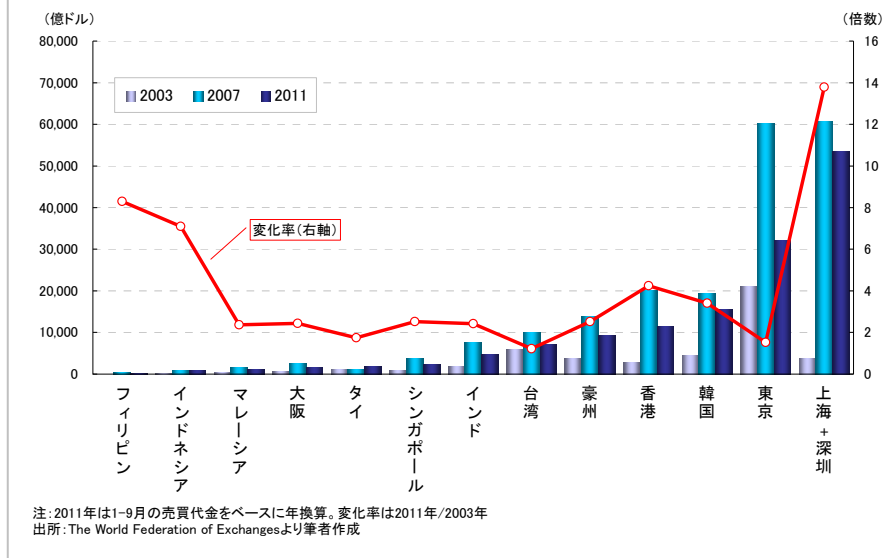
売買代金の変化にも、ほぼ同様の傾向が見られます。売買代金は証券取引所や株式仲介業者の収入に直結するだけに、業界の経営環境を知るバロメーターでもあります。その売買代金において、東京証券取引所は 03 年、2兆 1,143 億ドルで、アジアの中では抜きん出た存在でした(図表2)。東京証券取引所に続くのが、台湾、韓国、豪州で、上海や深圳を上回っていました。それが 07 年になると、03 年に比べ 15.7 倍に拡大した上海・深圳が東京証券取引所を抜きました。

中国市場拡大の背景には、4大商業銀行を含む大型上場企業の増加、株価の上昇、投資家の拡大などが挙げられます。その他にも、同じ期間にフィリピンが 8.3 倍、インドネシアが 7.1 倍、香港が 4.2 倍に拡大しました。

金融危機による影響大きい東証

リーマンショック、欧州債務危機を経て、2011 年はほとんどの証券取引所の売買代金が大幅に減少しています。対 07 年比での 11 年の減少率が最も

【図表2:アジア証券取引所の売買代金の変化】



大きいのは東京証券取引所で、46.7%減少しています。一方、中国では深圳のベンチャー市場、創業板の創設などもあり、上海と合わせた中国における売買代金は 11.9%の減少にとどまり、中国の両証券取引所が東京証券取引所を超える存在になりました。

ただ、売買代金が大幅に減少したのは、東京証券取引所だけではありません。香港、シンガポール、豪州なども 11 年と 07 年を比べると、30%以上、売買代金が縮小しています。07 年までの株式市場の好況下、コンピューター・プログラムを駆使した短期売買が流行しました。しかし、世界金融危機後、各国政府はヘッジファンドの規制を進め、金融機関や証券会社もヘッジファンドに関する業務を見直していると報道されています。東京証券取引所や香港、シンガポールなどで大幅に売買代金が減少したのは、こうした先進国・地域の市場における規制の強化も一因になっています。

11 年の市場環境は、米連邦準備理事会(FRB)が6月末で量的緩和第2弾(QE2)を終了し、超の

¹ 2011年1-9月の実績から年換算

表現が付くような金融緩和政策から脱却することが予想されていました。QE2の終了は、米国が景気回復に向かうことを示す良いニュースになるはずでしたが、7月21日には欧州でギリシャ第2次支援が合意されました。7月合意には、ギリシャ第1次支援にはなかった民間金融機関が自主的にギリシャ国債の債務削減に協力することが含まれました。このことが欧州金融機関に対する不安感を醸成し、さらに、イタリアなどその他欧州への懸念につながり、国際金融市場全体が不安定化して現在に至っています。世界の金融市場で投資家のリスク許容度がさらに低下しているわけです。

見直された東南アジア市場

一方、アジアでは売買代金の落ち込みが相対的に小幅にとどまり、インドネシアは10.3%、フィリピンは14.6%の減少にとどまっています。タイは一連のクーデターで株式市場も低迷していましたが、総選挙後、政治的な安定への期待感も高まり、売買代金が60.5%増加しました。インドネシア、フィリピンも含めて、東南アジアは、中国、インドとともに長期的な投資対象として注目されたことも影響したものと考えられます。

ただし、タイについては、10月以降、洪水の影響が顕在化しており、輸出産業の生産だけではなく、国内の流通、農産物の影響、そしてインフレ懸念などさまざまな影響を見極めたいという投資家心理もあります。アジア株式市場全般は11年末から少なくとも12年第1四半期までは、厳しい市場環境が続くものと想定しています。

しかし、欧州に対する極端な警戒感が修正されれば、成長が期待されるアジア市場に再び、資金

が集まると考えています。経営統合に向かって歩み始めた日本の取引所には、コスト削減による経営効率化のみならず、成長段階にあるアジア域内の証券市場における連携に向けたリーダーシップを期待したいところです。



【India】インドの税制 第36回

南インド地域における会社設立実務

東野 泰典、間瀬 康弘 KPMG インド

1 はじめに

在インド日本国大使館が2011年11月に発表した「インド進出日系企業リスト」によると、11年10月1日現在のインド進出日系企業の総数は812社1,422拠点となっている。10年10月(725社1,236拠点)と比較し87社186拠点の増加となり、09年10月から10年10月までの間の増加数98社187拠点からは若干減少したものの、引き続き日系企業の積極的なインド進出が続いていると言える。特に南部インドへの投資増加は顕著で、拠点ベースでは09年10月時点での224拠点から11年10月には406拠点へと、2年間でほぼ倍増している。

このように日系企業のインド進出が続く一方で、インド国内での拠点設立手続きは、11年以後の会社登記局(Registrar Of Companies = ROC)関連手続きの電子化に伴い、一定の変更が加えられており、現在日本で市販されているインド関連書籍等で入手できる情報と異なる部分が多くなってきている。また、これらの書籍は概してデリー近辺での会社設立手続きを前提として執筆されており、現在日本企業の投資が増加している南インドでの会社設立実務を解説した書籍その他の情報は、ほぼ皆無という状況である。

もちろん、南インドにおける会社設立実務は、制度上は北インドにおけるそれと大きな相違点は

ないと考えられる。ただし、制度と実務が必ずしも一致しないのがインドの特徴でもある。本稿では、表題である「インドの税制」とは若干趣きを異にするものの、南インドへの日系企業進出の加速という現状に鑑み、南インド地域のうち最も日系企業の進出が盛んなタミル・ナドゥ州をベースに現在の会社設立実務について解説する。

2 会社設立手続きの概要

南インドにおける会社設立手続きも、デリー近辺と同様に、以下の3つのステップに沿って行うこととなる。

- 1) DIN (Director Identification Number = 取締役識別番号)、および、DSC (Digital Signature Certificate = 電子署名証明書)の取得
- 2) 会社登記局(ROC)への商号申請
- 3) 会社登記手続き、および、会社設立証明書(Certificate of Incorporation)の取得

また、インドでの現地法人設立に際しては、①日系企業が実質的に単独で設立を行う場合、②現地インド企業との合弁会社を設立する場合、の二通りが一般的であるが、本稿では、現在の日系企業の動向を鑑み、件数が多いであろう①に基づき解説を行う。なお、インドでは株主が最低2名

必要とされていることから、①の場合であっても、日系企業およびそのグループ会社の2社が株主となって会社を設立することが一般的である。

2.1 DIN および DSC の取得

- DIN(Director Identification Number=取締役識別番号)の取得

DIN とは、インドの会社で取締役役に就任する者につき取得が必要となる番号である。従前、DIN の取得の際はまずインド企業省のウェブサイト上で「Form DIN-1」を入力・申請を行い、仮 DIN を取得した上で、プリントアウトした「Form DIN-1」に必要な書類を添付し、デリーの会社登記局(ROC)に原本を郵送して本 DIN の申請を行うという二段階のプロセスが存在していた。

しかし 11 年よりプロセスが簡素化され、現状、DIN 取得手続きはオンライン上で完了する形となっている。インド企業省のウェブサイト上で「Form DIN-1」を入力し、必要な書類も同時に電子媒体でアップロードすると、数日以内に DIN が発行される。

<Form DIN-1 に添付する書類>

- ① 身分証明書(パスポートのコピーが一般的)
- ② 住所証明書(運転免許証のコピーが一般的)
- ③ 宣誓書(添付書類がすべて本人のものであること、DIN の取得要件を満たしていること等を宣誓)
- ④ パスポートサイズの写真

①、②については英訳とともに日本の公証役場の公証が必要となる。なお、従前は日本の公証

役場の認証に加え、日本の外務省の認証、日本のインド大使館の認証を付して提出することが一般的であったが、プロセス簡素化後は日本の公証役場の公証のみで DIN が発行されているということが現状である。

- DSC(Digital Signature Certificate 電子署名証明書)の取得

インドにおける会社設立手続きは、主として必要書類をオンラインで入力・提出することによって完了する。そのため、入力・提出者が本人であることを証明するため、各必要書類に DSC による電子署名を付す必要がある。

DSC の取得はインド政府の認定を受けた専門の登録代行業者を通じて行うことになる。DSC 取得の申請書は各業者により若干様式は異なるが、申請者の住所・氏名・生年月日等の一般情報を記載する形となっている。記入済みの申請書と必要書類を登録業者に郵送すると、一週間程度で DSC が格納された USB メモリおよび CD ロムが登録業者から郵送される。

<DSC 取得申請書に添付する書類>

- ① 身分証明書(パスポートのコピーが一般的)
- ② 住所証明書(運転免許証のコピーが一般的)
- ③ DSC を取得する者が個人口座を有する銀行の支店マネジャーによる口座保有等に関する確認書面
- ④ パスポートサイズの写真

①、②については英訳とともに日本の公証役場の公証が必要となる。

2.2 会社登記局 (Registrar Of Companies = ROC)への商号申請

DIN と DSC の取得の完了後、商号申請のステップに進む。商号申請のフォーム「Form 1A」には新会社の取締役候補者の DIN 情報を入力する欄があり、かつ DSC による電子署名を付して提出することになっているため、DIN と DSC の取得が完了しない限り商号申請のステップに進むことができない。なお、「Form 1A」についても、インド企業省のウェブサイト上で電子的に提出を行う。

「Form 1A」には、新会社の商号候補を最大6つ記載することとなっている。会社登記局(ROC)は類似の商号の有無を確認したうえで、承認を行う。一般的に、会社の事業内容を表す単語を含む商号は承認されやすい(例えば、自動車産業であれば、Automotive、Motor といった単語)一方、事業内容を表す単語を含まない商号や略語を含む商号は承認されにくい傾向にある。

特に問題がない場合には、「Form 1A」提出後2～3営業日で商号が承認される。

<商号申請「Form 1A」に添付する書類>

- ① 新会社設立に関する、各株主(日系企業およびそのグループ会社)の取締役会議事録
- ② 新会社が、株主となる日系企業およびそのグループ会社と類似の商号を使用する場合には、商号使用に関する各株主からの同意書(株主となる日系企業やそのグループ会社が、既にインドに別の子会社を有している場合には、当該子会社からの同意書の提出を求められる場合もある)

なお、①、②については現状、日本の公証役場の公証、外務省の認証等は求められていない。そのため新会社の名称候補が決まれば迅速に「Form 1A」を提出することができるため、商号申請はそれほど時間のかからないプロセスとなっている。

2.3 会社登記手続き、および、会社設立証明書 (Certificate of Incorporation)の取得

会社設立手続きの最終ステップとなる会社登記手続きは、ROC に「Form 1」、「Form 18」、「Form 32」と呼ばれる3つの申請書およびその添付書類を提出することにより実施する。なお、「Form 1」、「Form 18」、「Form 32」ともインド企業省のウェブサイト上で電子的に提出を行う。

各申請書の内容および必要となる添付書類は以下のとおりである。

<Form 1>

「Form 1」はインド会社法に従い会社設立手続きを実施したことを宣言する書面である。「Form 1」には以下の書類を添付する。

- ① 新会社の基本定款および付属定款
- ② インド会社法に従い会社設立手続きを実施したことについての宣誓書
- ③ 新会社の株主による、株式引受および財務健全性に関する宣誓書

①、②については、日本の公証人役場の公証、日本の外務省による認証を付すことが必要である。

<Form 18>

「Form 18」は、会社の住所を登録するための申

請書である。添付書類は特にない。

<Form 32>

「Form 32」は、新会社の取締役等を登録するための申請書である。「Form 32」には、新会社の取締役となる者について、取締役に就任するに当たりインド会社法上の要件を満たしている旨の宣誓書を添付する。

「Form 1」、「Form 18」、「Form 32」の提出から約1週間後に、会社登記局より登記完了の旨がメールにて通知され、会社設立証明書(Certificate of Incorporation)が電子媒体にてインド企業省のウェブサイトよりダウンロード可能となり、会社設立手続きが完了する。

なお、従前は、会社設立証明書は紙媒体にて郵送されていたが、現在は紙媒体のものは廃止され、電子ファイルでのみ送信される形となっている。

3 おわりに

2011年以降、会社設立手続きの電子化が進んだことにより、会社設立に要する期間も大幅に短縮される一方で、いくつかの問題が発生していることも事実である。例えば、日本人駐在者が就労ビザを当初取得する場合には、日本にあるインド大使館にて申請を行うことになるが、その際の添付書類の一つが会社設立証明書の写しとなっている。従前は紙媒体で発行された会社設立証明書の写しが問題なく受理されていたが、電子媒体の会社設立証明書に変更された後は、そのプリントアウトでは就労ビザの申請時に受理されず、プリントアウトにインド外務省の認証を受けることが求められる——などの事態が発生している。

ともあれ、すべてスムーズに進めば1カ月半程度で会社設立の手続きが完了できるなど、インドでの迅速なビジネスの立ち上げが可能となっていることは、歓迎すべきことであろう。

※次回は第10号に掲載します。

東野 泰典 (ひがしの やすのり)

KPMG インド
シニアマネジャー
米国公認会計士



2001年朝日監査法人東京事務所入社。日本国内において、製造業、小売業等の上場会社及び外資系企業の会計監査業務、M&Aトランザクションサービス等に従事。07年8月～10年8月、あずさ監査法人からメキシコ・ティファナ事務所に赴任。10年10月よりKPMGインド・デリー事務所に日系企業担当シニアマネジャーとして赴任。投資・会計・税務・M&A等の面からインド進出企業をサポートしている。

間瀬 康弘 (ませ やすひろ)

KPMG インド
マネジャー
日本国公認会計士



2005年12月にあずさ監査法人東京事務所に入所。日本国内において、主に総合電機メーカー、不動産会社等の会計監査及び国際会計基準に関するアドバイザリー業務に従事。10年7月よりKPMGインド・チェンナイ事務所に日系企業担当マネジャーとして赴任。南インドに在住する日本国公認会計士第一号として、投資・会計・税務・M&A等の面からインド進出企業をサポートしている。

Business 【Vietnam】



外国契約者税をめぐる矛盾点と 租税条約に基づく対処法

福本 直樹 アクタスマネジメントサービス株式会社
 アクタス税理士法人 ベトナムデスク
 チャン グエン チュン I-GLOCAL CO., LTD.

はじめに

ベトナム特有の税目の一つに、外国契約者税がある。ベトナムへの進出を考える際に、まず違和感を覚え、進出後も何かと問題になる税目である。外国契約者税は、恒久的施設(Permanent Establishment、以下、PE)の有無にかかわらず課税対象となるもので、ベトナムの個人または法人等組織と締結した契約等に従い、ベトナム国内あるいは領海内において経済活動を実施することによって稼得した所得に対し、日本でいう法人税と消費税の二つの税がベトナムで課される。

一方で、日越租税条約では、PEを通じてベトナム国内において事業を行わない限り、日本においてのみ租税を課するとしている。そもそも租税条約とは国際的¹二重課税を排除するため、各国で話し合い合意されたもので、原則、国内法に優先されるものとして、矛盾の解消が図られたはずである。

しかし、この外国契約者税の納税義務は税負担者ではなく、経済活動により役務の提供を受けたベトナム法人にある。当該ベトナム法人にとって、他社のために行わなければならない租税条約の申請手続きは、リスクもあり実際に行われることは少ない。

本稿では、この矛盾点およびあるべき姿とその対処法について論じることとする。

1. 現状の外国契約者税

外国契約者税は2008年12月31日付 Circular 134/2008/TT-BTC により、非居住者または外国法人(外国契約者)がベトナムの組織、法人、個人との契約、合意、コミットメントに則りベトナムで事業を行う、または所得が生じた場合、PEの有無に関係なく、その発生した所得や付加価値に課税されるものとして規定されている。

このベトナム国内法は、ベトナムに支店などの事業活動の拠点がなければ、非居住者や外国法人には個人所得税や法人税を課税しない、すなわち「PEなくして課税なし」という国際税務の大原則から逸脱しており、外国法人にとって理解が困難な税金となっている。

そのため、ベトナム進出後に、日本の親会社がこの外国契約者税の適用対象であることが発覚し、ベトナム子会社などについては、税務的な対策をしていたにもかかわらず、日本の親会社分について、納税漏れを指摘されるなどといったことも実際に起きている。

ちなみに、この理解が困難である外国契約者

税であるが、下記の項目については、適用対象外と規定している。そのため、これらについては単にベトナムの法人と契約したという理由で外国契約者税を負担することがないように注意が必要である。

- (1) 商品を販売し、ベトナムで実行するサービスを提供しない
- (2) ベトナム国外に提供および消費されるサービス
- (3) ベトナム国外で実行する以下のサービス(輸送手段・機械・設備の修理、広告・マーケティングサービス、投資・商業の促進サービス、商品販売の仲介サービス、トレーニングサービス等)

一方で、日本とベトナムにおいては、日越租税条約が結ばれており、その第7条(事業所得)第1項にて、以下の通り規定している。

「一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対してのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる」

これは、そもそもベトナムにPEがなければ課税はされないということであり、PEを通じて事業を行う場合でも、PEに帰属する部分のみベトナムで課

税されることを意味し、国際税務の大原則となるOECD租税条約モデルにも準拠している。原則として租税条約は国内法に優先するため、本来ベトナムにPEのない日本法人がベトナムで事業を行う際、ベトナムで租税条約の適用申請手続きを行えば、外国契約者税のうち、所得に対して課される法人税部分は免税となるべきである。

しかし、実際は後述する理由により、この免税申請手続きが行われることは稀で、日本において法人税部分を外国税額控除にて日本で取り戻し、消費税部分については、租税公課等として損金経理しているのが現状である。

2. 租税条約における免除申請の規定と実務

租税条約の適用申請手続きが行われない理由としては、下記が考えられる。

- (1) そもそも納税負担の主体は日本法人なため、ベトナム法人は免税申請の代行を煩雑に考えがちな半面、源泉徴収義務者はベトナム法人側にあることから、当局から指摘を受ける等のリスクを避けるために外国契約者税の申告・納税を行っておきたい
- (2) ベトナムでの租税条約の免税申請は承認制ではなく、あくまで受理制(自己責任での申告)であり、免税申請を行っても正しく承認される確証がないため、リスクを避けたい
- (3) 法人税部分は日本で外国税額控除を

¹ 確定した決算において費用または損失として経理すること。

受け、付加価値税はベトナム企業が負担することで、事実上、外国契約者税を回避することができるという実情がある

加えて、免税対象となるかどうかは PE 認定条件に大きく影響される。実務上、ベトナムでの PE 認定もはっきりしないことが多いため、厳密に考慮せず PE とみなされてしまう可能性も高いので、最終的に租税条約を適用できないリスクがある。

しかし、日本の法人にとって、一度納付したものを外国税額控除で取り戻せば負担はないといっても、本来免税が適用されるべきものについては、きちんと免税となる方が有益であろう。そのためには、日本の法人も申請手続きについて理解しておく必要があるため、以下に概要を記述する。

3. ベトナムにおける二重課税防止の免税申請

実際の免税申請手続きは、2011年2月28日付 Decree 28/2011/TT-BTC の第 II 章第 18 条2項にて規定されている。

(1) 租税条約による免税申請書（同法令のフォーム 01/HTQT)²

主な記載事項は下記の通りである。

➤ 免税申請者情報

→社名、登記情報、住所、法人国籍、ベトナムでの活動期間など

➤ 委任された代行申請者

→社名、登記情報、住所、税コード、委任状番号など

➤ 所得支払者

→社名、登記情報、住所、税コードなど

➤ 免税申請内容

→通知対象税種と税額、所得発生期間、免税申請額など

免税申請書以外に、以下添付書類も必要である。

(2) 居住証明書、(3) 登記簿謄本、(4) 契約書の写し、(5) 納税済みの場合は納税証明書、(6) ベトナム側の企業が発行したベトナムでの役務提供(契約)期間の確認書

これらの書類の提出先は通常、ベトナム側企業の外国契約者税申告予定の管轄税務局となる。

なお、免税申請する場合でも、まずは外国契約者税の申告手続きが必要である。また、免税申請は税務申告期限の 15 日前までに行わなければならないが、原則として外国契約者税の申告手続き終了後の免税申請は認められないため、せっかく条件を満たしていても免税が適用されなくなる可能性があるため注意が必要である。

まとめ

日本では今のところ、外国税額控除を受けることが可能であるが、今後は本来課税されるべきではない所得に課税される分については控除の対

² 免税申請フォームは下記URLからダウンロード可能(11年11月現在)。

<http://www.travinh.gov.vn/wps/wcm/connect/63af0f00468f42e2a8d4e88979d5fdef/20.+Mau+01-HTQT+Thonq+bao+mien+giam+HD.doc?MOD=AJPERES>

象外となり、このような控除を行う手法が使えなくなるといった可能性も考えられる。

この場合の実務上の対応としては、ベトナムの税務局に免税できないことを文書で確認し、日本の所轄税務署に提出することが望ましいが、それでも認められない可能性も出てくるであろう。

こうしたリスクを減らすためにも、現地の専門家と連携して事前にベトナム税務局に文書で確認を行いながら、免税申請を実施することを勧めたい。

【参考】

Circular 134/2008/TT-BTC

Decree 28/2011/TT-BTC

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とヴェトナム社会主義共和国政府との間の協定

※次回は第 10 号に掲載します。

			
<p>福本 直樹 (ふくもと なおき)</p> <p>アクタスマネジメントサービス株式会社 アクタス税理士法人 ベトナムデスク 税理士</p> <p>外資系企業を中心に国内の飲食店や医療法人に対し、設立支援から移転価格など幅広い税務・会計コンサルティングを提供。法人だけでなく、事業を営む個人、在日外国人への税務申告のサポートおよびコンサルティングも行っている。現在はベトナムに進出している日系企業に対し、現地に足を運び業務支援を行っている。</p>	<p>TRAN NGUYEN TRUNG (チャン グエン チュン)</p> <p>I-GLOCAL CO., LTD. マネジャー</p> <p>1980 年生まれ。ホーチミン市工科大学在学中、国費留学生に選抜され、日本に留学。大阪大学大学院情報ネットワーク学専攻を卒業後、大手 SI ベンダーに勤務し金融系基幹システムの開発・保守に従事する。2008 年より I-GLOCAL CO., LTD. に入社し、投資、会計税務、及び各種業務構築コンサルティングを担当する。</p>		



【China】解説・中国ビジネス法務 第1回

外資 M&A に対する 安全審査制度の実務

山口 健次郎 森・濱田松本法律事務所

一 立法の背景

2011年3月6日に「外国投資者による国内企業買収に対する安全審査制度の確立に関する通知」(以下「安全審査通知」という)が施行されました。安全審査通知の施行により、国家の安全または重要産業にかかわる買収については、商務部などによる安全審査を経る必要があり、買収行為が国の安全に重大な影響を与える、または与える可能性がある場合には、企業買収を実行できないことになりました。もっとも、安全審査通知は突然公布されたものではありません。07年8月30日に公布された「独占禁止法」第31条では、外資による国内企業買収が「国の安全」にかかわる場合、事業者集中に対する審査を行うほか、国の関連規定に従い国家安全審査も行わなければならないと規定しており、10年8月18日に公布された「外資利用業務のさらなる遂行に関する若干の意見」第12条は、外資 M&A に対する安全審査制度の確立を加速すると規定しています。したがって、安全審査通知は、これらの規定を受けた上で、外資 M&A に対する安全審査制度の概要について初めて比較的詳細な規定を設けたものと評価することができます。

二 安全審査の概要

1. 安全審査の範囲

安全審査通知により、「外国投資者による国内企業買収」のすべてが審査の対象になるのではなく、下記の分野における買収のみが審査対象となります(本通知第1条1項)。

- 国内の軍需企業および軍需関連企業、重点かつセンシティブな軍事施設の周辺に位置する企業ならびに国防安全にかかわるその他の企業の買収
- 国の安全にかかわる重要な農産品、重要なエネルギーおよび資源、重要なインフラ施設、重要な運輸サービス、キーテクノロジー、重大装備製造等の国内企業の買収で、外国投資者が実質支配権を取得する可能性のある買収

なお、「外国投資者による国内企業買収」には、下記のような取引が含まれます(本通知第1条2項)。

- 外国投資者が国内の非外商投資企業の持分を買収し、または国内の非外商投資企業の増資を引き受け、当該国内企業を外商投資企業に変更する場合

- 外国投資者が国内の外商投資企業の中国側出資者の持分を買収し、または国内の外商投資企業の増資を引き受ける場合
- 外国投資者が外商投資企業を設立し、かつ当該外商投資企業を通じて国内企業の資産または持分を買収する場合
- 外国投資者が国内企業の資産を直接買い取り、かつ当該資産をもって外商投資企業を設立して当該資産を運営する場合

上述したとおり、外国企業が中国国内の軍需企業、軍需関連企業、重点かつセンシティブな軍事施設の周辺に位置する企業、およびその他の国防安全にかかわる企業を買収する場合は、取得持分比率の如何にかかわらず、すべて安全審査の対象になりますが、その他の国家安全にかかわる重要農産品等の国内企業を買収する場合は、「外国投資者が実質支配権を取得する場合」に限り、安全審査の対象となります。

この「外国投資による実質支配権の取得」とは、外国投資者が買収を通じて国内企業の支配株主または実質支配者になることを指しますが、具体的には以下のような場合を含みます(本通知第1条3項)。

- 外国投資者、その支配親会社およびその支配子会社を買収後に保有する持分の総額が50%以上の場合
- 複数の外国投資者が買収後に保有する持分の総額の合計が50%以上の場合
- 外国投資者が買収後に保有する持分の総額が50%未満であるが、その保有する持分により有する議決権が株主会または

株主総会、董事会の決議に重大な影響を与えるのに十分である場合

- その他国内企業の経営決定、財務、人事、技術等の実質支配権が外国投資者に移転される場合

2. 安全審査の主体および内容

外国企業による国内企業買収に対する安全審査は、国务院の指導の下に、国家発展改革委員会および商務部が主導し、買収対象となる業種および分野に係る関連部門から構成される部門間の合同会議(以下「合同会議」という)によって行われます(本通知第3条1項および2項)。

合同会議は、具体的に以下のような内容について安全審査を行います(本通知第2条)。

- 国防安全に対する買収取引の影響。これには、国防に必要な国内製品の生産能力、国内サービス提供能力および関連する設備・施設に対する買収取引の影響が含まれる
- 国家経済の安定した運営に対する買収取引の影響
- 社会の基本的な生活秩序に対する買収取引の影響
- 国の安全にかかわるキーテクノロジーの研究開発能力に対する買収取引の影響

外国投資者が実質支配権を取得する可能性のある買収のいずれかのケースに該当する場合、商務部に申請を提出しなければならず、商務部は申請を受けてから5営業日以内に合同会議に審査実施を要請し、合同会議が安全審査を行い

ます(本通知第3条1~2項、第4条1項)。また、買収当事者以外の国務院関連部門や全国規模の業界団体、同業他社および川上・川下企業なども、安全審査の必要ありと判断する場合、商務部を通じて安全審査の実施を提案することができます(本通知第4条2項)。さらに、合同会議は外国投資者の買収取引が国の安全に重大な影響を与える、または与える可能性があると判断した場合、取引中止や関連持分・資産譲渡もしくはその他の有効措置を講じて国の安全に対する影響を取り除くよう商務部に要求しなければならない、とも規定しています(本通知第4条6項)。

三 安全審査の実務と展望

安全審査通知は、外資 M&A に対する安全審査の対象、審査内容および審査の所要期間等について、「独占禁止法」第 31 条の規定に比べれば、はるかに透明性のある規定を設けたものと評価できます。一方で、審査対象となる産業の定義が広範であり、また、どのような場合に「重要」と判断するかが明らかではないため、具体的にどのような産業、企業または製品が安全審査通知の対象となるかが必ずしも明確ではなく、11 年現在において、実務運用も確立しているとは言い難いものと思われる。

もともと、商務部より 11 年 8 月 25 日に公布され、同年 9 月 1 日から施行された「外国投資者による国内企業買収に対する安全審査制度の実施に関する規定」(以下「安全審査実施規定」) 2 条によれば、地方の商務主管部門が買収を行う旨の申請を受理する場合において、当該買収が安全審査の範囲に属すると判断したときは、当該地方の商務主管部門は暫定的に手続きを止め、5 営

業日以内に商務部に対して安全審査の申請を行うことを申請者に対して要求し、かつ同時に商務部に対して関連する状況を報告しなければならないと規定されました。したがって、外国投資者が自らの判断に基づいて商務部に対して安全審査の申告を行うことが原則ではあるものの、安全審査実施規定によって、外国投資者は、当該買収が安全審査の対象に属するか否かにつき、地方の商務主管部門に対してその判断を委ねることができるようになったと解することができる可能性があります。なお、安全審査実施規定 4 条によれば、外国投資者は商務部に対して買収安全審査を正式に申し込む前に、事前相談の申し込みをすることができますが、当該事前相談の結果はなんらかの拘束力または法律効果を有するものではなく、また正式な申告を行ったことの根拠にはならないと規定されたことに留意が必要です。いずれにせよ、どのような買収が安全審査の対象になるかについては、今後の実務運用を注視する必要があるものと思われます。

※次回は第 10 号に掲載します。

[お知らせ]

石本茂彦弁護士シリーズ「中国企業法務の基礎」は第 4 号をもちまして終了いたしました。ご愛読ありがとうございます。



森・濱田松本法律事務所

MORI HAMADA & MATSUMOTO

山口 健次郎

森・濱田松本法律事務所
弁護士(東京弁護士会所属)

2001 年早稲田大学政治経済学部卒。2007 年慶応義塾大学大学院法務研究科修了。2008 年弁護士登録。2010 年より森・濱田松本法律事務所にアソシエイトとして参加、現在に至る。

Business 【China】



「輸出入食品安全管理弁法」について

潘 立冬・鄧 勇 敬海法律事務所

はじめに

近年、中国における農産物の貿易（輸出＋輸入）額は世界金融危機の影響が及んだ 2009 年を除き顕著な伸びを続けており、対外貿易に占める割合も拡大傾向にある（図表）。10 年の農産物貿易額は前年比 32%増の 1,220 億米ドルと初めて 1,000 億米ドルの大台を突破し、11 年も1-9月期に前年同期比 29%増の 1,107 億米ドルとハイペースな伸びを維持している。その半面、中国ではここ数年、食品安全事故が次々と発生しており、事態を重視した中国政府は 09 年、食品の生産と流通に対する管理・監督強化に向けて「食品安全法」を制定するに至った。さらに、同法の食品輸出入にかかる法規として、国家質量監督検査検疫総局（以下、国家質検総局）が 11 年9月 13 日に公布し、12 年3月1日に施行予定とされているのが「輸出入食品安全管理弁法」²（以下、「管理弁法」）である。この管理弁法は、中国を対象とした食品の輸出入に携わるすべての企業に影響を及ぼすことになるとみられ、日本食品を対中輸出する日本企業なども含め、注目される法規である。以下、管理弁法の内容を簡単に紹介する。

¹ 《中华人民共和国食品安全法》

http://www.gov.cn/jflfg/2009-02/28/content_1246367.htm

² 国家质量监督检验检疫总局《进出口食品安全管理办法》（总局令第 144 号）

http://jckspaqj.aqsiq.gov.cn/zcfg/gnflfg/201110/t20111025_201233.htm

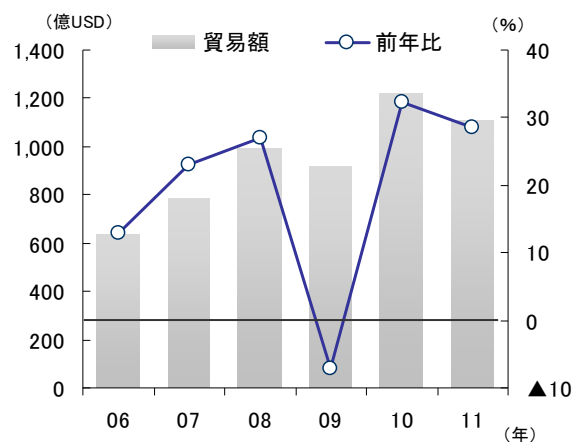
1. 食品輸入に対する管理

中国側から見た食品輸入について、管理弁法第二章では主に次のように規定している。

(1) 登録義務

第8～9条によると、国家質検総局は中国に食品を輸出する国外の食品生産企業に対して登録制度を実施する。もともと、中国国外の食品企業に対する登録制度の実施については、管理弁法が最初の規定というわけではない。食品安全法第 65 条では「我が国に食品を輸出する輸出業者もしくは代理業者は国家輸出入検査検疫機関に届け出をしなければならない。我が国に食品を輸出する国外の食品生産企業は国家輸出入検査検疫機関に登録を申請しなければならない」と規定しており、また、食

【図表：中国の農産物貿易額の推移】



（注）11 年は 1-9 月期データ。

（資料）中国農業部

品安全法実施条例第 39 条では、登録の有効期限を4年と規定している。

さらに、02 年の国家質検総局第 16 号令「食品を輸出する国外の生産企業に対する登録管理規定」（以下「登録管理規定」という）は、国外の食品生産企業の登録手続きにあたっての直接的な法的根拠となっている。登録管理規定第2条によると、「食品生産企業」とは、「中国に食品（食用の動植物製品を含む）を輸出する国外の生産・加工・保存企業」を指しており、国外の食品生産企業の登録範囲は相当広く、基本的にすべての食品種類に及ぶ。

ただし、登録管理規定第4条および第5条では、「国が認可した監督管理局は『企業の登録を実施する輸出食品の目録』（以下「目録」という）の作成・公布を担当する。中国に当該目録内の製品を輸出する国外の生産企業は国が認可した監督管理局に登録の申請をしなければならない」と規定しており、当該目録以外の国外食品生産企業は登録を行う必要がない。すなわち、現行の目録は肉類製品に限定されているため、肉類の食品生産企業以外の国外食品生産企業は、登録申請の必要がなかった。ただし、管理弁法の公布に伴い、政府は今後新たな目録を制定する可能性もあるため留意する必要があろう。

また、管理弁法も食品安全法と同様に、中国国内に食品を輸出する国外の貿易商社あるいは代理店は、国家質検総局に関連記録を届け出る義務が課せられる、と規定している。届け出申請する貿易商社あるいは代理店は、届け出制度の要求に従って情報提供を行い、かつ、情報の真実性に対して責任を負わなければならない。国家質検総局のウェブサイトでは登録および届け出を行った社名が公

表される。食品安全国家基準がまだ設定されていない食品に対しては、それを初めて輸入する際に荷受人は国務院衛生行政部門により発行される公的な許可・証明書を検査検疫機関に提出し、衛生部の要求に従って検査を行わなければならない。

(2) リコールと報告

管理弁法によれば、輸出入食品に著しい食品安全問題もしくは疫病リスクがある場合、または国外において食品安全事件もしくは疫病が発生したために輸出入食品の安全に影響を及ぼすおそれがある場合、国家質検総局および検査検疫機関はリスクの早期警告、条件付きの輸出入制限、検査強化、リコールなどを含む制限措置を採ることになる。また、場合によっては輸出入禁止・廃棄・返品措置、さらには輸出入食品安全にかかる緊急処理計画が発動される。これら政府機関の対応に加えて、輸入食品の荷受人が輸入食品に安全問題を発見した場合、自発的にリコールを行い、かつ、所在地の検査検疫機関に報告する義務を負う。

(3) 検査検疫機関による合格証明

管理弁法第 18 条によれば、輸入食品は検査検疫に合格後、検査検疫機関による合格証明発行をもって、はじめて販売が許可される。検査検疫機関の発行する合格証明には品名、ブランド、原産国（地域）、規格、数量/重量、生産期日（ロット番号）が明記され、ブランドや規格がない場合は、「無」と表示される。輸入食品が検疫検査により不合格と判定された場合、検査検疫機関により不合格証明書が発行され、安全、健康、環境保護分野が不合格であれば、当事者は検査検疫機関から廃棄義務を課されるか、あるいは返品処理通知書を受け取

ることになり、輸入貿易業者は返品手続きを行う。その他の理由で不合格と判断された場合、検査検査機関の監督のもとで技術的処理が行われるが、再検査に合格すれば、販売が可能となる。

2. 食品輸出に対する管理

中国側から見た食品輸出に関する規定の内容は、輸入に比べ分量は少ない。

(1) 輸出食品生産経営者に対する管理

輸出食品生産企業は、完全な品質安全管理制度、仕入れ検査記録制度、生産記録、工場出荷検査記録制度を構築し、管理弁法の規定に従って輸出食品に対する検査を行う必要がある。この際の記録は真実でなければならず、記録の保管期間は2年を下回ってはならないと規定されている。

また、食品の輸出商社あるいはその代理人は規定に則り、契約書、領収書、梱包リスト、工場出荷合格証明、輸出食品加工原料供給証明などの必要な証明および公的許可書をもって、輸出食品生産企業所在地の検査検査機関に検査を依頼する。腐敗しやすい食品を輸出する場合、冷凍食品のコ

ンテナ、船倉、飛行機、車などの運搬手段に対して、運送人、梱包業者あるいはその代理人は、積載輸送前に検査検査機関に清潔、衛生、冷蔵、密封などに関する運送適合検査を申請しなければならない。検査を行わない場合、あるいは検査に不合格となった場合、積載輸送は許可されないことになっている。

まとめ

管理弁法施行により、食品の輸出入に関する規制は明らかに強化されることになろう。これは、中国政府が現在、食品安全、および食品輸出入の管理・監督を重要視していることを示している。管理弁法は12年3月1日から施行されるが、これまでの慣例から推測すると、管理弁法の実施前に関連行政機関により管理弁法の運用についての具体的な実施細則が公表されるとみられる。そのため、現在、食品生産および輸出入に従事している企業、あるいは、将来的に従事する予定の企業は、食品にかかわる法律法規の動向に注意を払う必要があるだろう。

※次回は第10号に掲載します。



潘 立冬
パートナー弁護士
ニューヨーク州弁護士

中山大学法学部を卒業し、同大学院法学研究科修了(国際法専攻)、1998年弁護士登録。米国セントルイス・ワシントン大ロースクール修了(保険法、銀行商事法、会社法等を専攻)。商法、海商・海事、国際貿易、中国商取引等を得意分野とし、中国における著作権、商標登録等の知的財産保護戦略、保険・金融分野に関する法的アドバイス、また外資企業の中国法人設立、労働契約、就業規則の作成、労使紛争の解決、仲裁・訴訟に多数従事している。



敬海法律事務所
WANG JING & CO. Law Firm



鄧 勇
弁護士

2003年重慶交通大学卒業(会計学専攻)、中山大学大学院法学研究科修了(税法専攻)、2007年弁護士登録。会計学および税法の専門知識を活かし、中国進出外資系企業に対し、会社法、外商投資、M&A、加工貿易、労務、会社清算、商業融資、契約、企業および個人所得税務、税関、仲裁、訴訟等、ビジネス法務の分野において卓越した法律業務を提供している。



アジア各国・地域

主要経済指標

～金利編～

基準割引率(公定歩合)

銀行間取引金利(3カ月)

(単位:年率%)

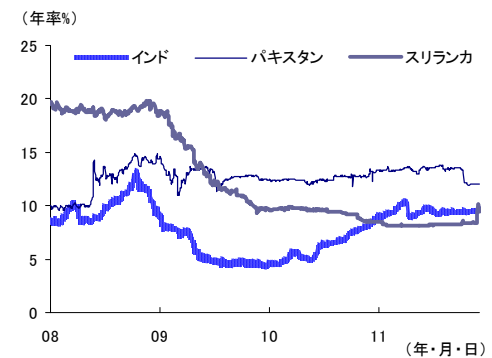
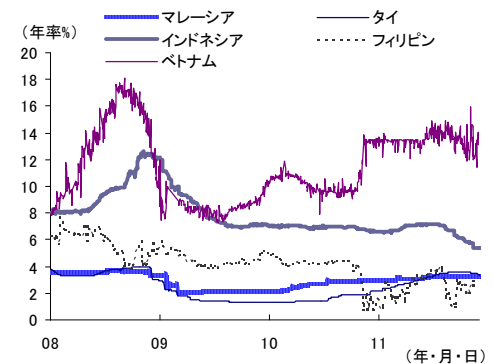
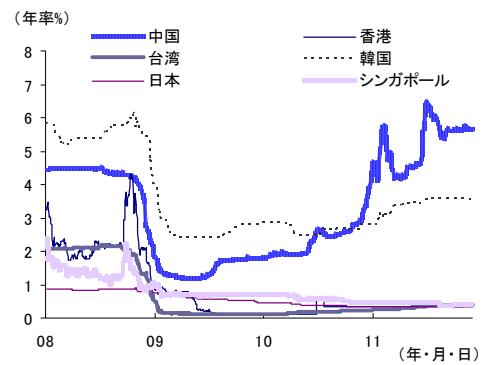
年 期	香港	中国	日本	韓国	シンガポール	マレーシア
07	5.75	3.33	0.75	3.25	2.30	3.50
08	0.50	2.79	0.30	1.75	0.84	3.25
09	0.50	2.79	0.30	1.25	0.27	2.00
10	0.50	3.25	0.30	1.25	0.22	2.75
10 3Q	0.50	2.79	0.30	1.25	0.21	2.75
4Q	0.50	3.25	0.30	1.25	0.22	2.75
11 1Q	0.50	3.25	0.30	1.50	0.20	2.75
2Q	0.50	3.25	0.30	1.50	0.18	3.00
3Q	0.50	-	0.30	-	0.18	3.00

年 期	タイ	インドネシア	フィリピン	ベトナム	ラオス	ミャンマー
07	3.75	8.00	4.28	6.50	12.67	12.00
08	3.25	9.25	6.00	10.25	7.67	12.00
09	1.75	6.50	3.50	8.00	4.75	12.00
10	2.50	6.50	4.00	9.00	4.33	12.00
10 3Q	2.25	6.50	4.00	8.00	4.33	12.00
4Q	2.50	6.50	4.00	9.00	4.33	12.00
11 1Q	3.00	6.75	4.04	12.00	-	12.00
2Q	3.50	6.75	4.50	14.00	-	12.00
3Q	4.00	6.75	4.50	-	-	-

年 期	バングラデシュ	インド	パキスタン	スリランカ
07	5.00	6.00	10.00	15.00
08	5.00	6.00	15.00	15.00
09	5.00	6.00	12.50	15.00
10	5.00	6.00	14.00	15.00
10 3Q	5.00	6.00	13.00	15.00
4Q	5.00	6.00	14.00	15.00
11 1Q	5.00	6.00	14.00	15.00
2Q	5.00	6.00	14.00	15.00
3Q	-	-	13.50	-

(注)期末値。

(資料)国連経済社会局「MBS Monthly Bulletin Statistics Online」より作成



(注)パキスタンは1カ月、台湾はO/N。(資料)CEIC

預金・貸出金利

(単位:年率%)

年 期	香港		中国		台湾		韓国		日本		シンガポール	
	預金	貸出	預金	貸出	預金	貸出	預金	貸出	預金	貸出	預金	貸出
06	2.70	7.75	2.52	6.12	1.61	3.99	4.50	5.99	0.68	1.66	0.57	5.31
07	2.42	6.75	4.14	7.47	1.90	4.15	5.17	6.55	0.81	1.88	0.53	5.33
08	0.45	5.00	2.25	5.31	1.98	4.37	5.87	7.17	0.59	1.91	0.42	5.38
09	0.01	5.00	2.25	5.31	0.39	2.81	3.48	5.65	0.43	1.72	0.29	5.38
10	0.01	5.00	2.75	5.81	0.56	2.60	3.86	5.51	0.50	1.60	0.21	5.38
09 3Q	0.01	5.00	2.25	5.31	0.35	2.65	3.26	5.65	0.42	1.69	0.26	5.38
4Q	0.01	5.00	2.25	5.31	0.35	2.62	4.01	5.85	0.43	1.67	0.25	5.38
10 1Q	0.01	5.00	2.25	5.31	0.47	2.58	4.33	5.82	0.47	1.64	0.22	5.38
2Q	0.01	5.00	2.25	5.31	0.47	2.56	3.53	5.40	0.61	1.61	0.21	5.38
3Q	0.01	5.00	2.25	5.31	0.51	2.57	3.83	5.45	0.44	1.58	0.20	5.38
4Q	0.01	5.00	2.75	5.81	0.58	2.62	3.73	5.37	0.47	1.56	0.19	5.38
11 1Q	0.01	5.00	3.00	6.06	0.67	2.67	4.16	5.69	0.42	1.54	0.18	5.38
2Q	0.01	5.00	3.25	6.31	0.75	2.71	4.21	5.75	0.62	1.51	0.18	5.38
3Q	0.01	5.00	3.50	6.56	0.82	2.76	-	-	-	-	0.17	5.38

年 期	マレーシア		タイ		インドネシア		フィリピン		ベトナム		カンボジア	
	預金	貸出	預金	貸出	預金	貸出	預金	貸出	預金	貸出	預金	貸出
06	3.15	6.49	4.44	7.35	11.41	15.98	5.29	9.78	7.63	11.18	1.84	16.40
07	3.17	6.41	2.88	7.05	7.98	13.86	3.70	8.69	7.49	11.18	1.90	16.18
08	3.13	6.08	2.48	7.04	8.49	13.60	4.49	8.75	12.73	15.78	1.91	16.01
09	2.08	5.08	1.04	5.96	9.28	14.50	2.74	8.57	7.91	10.07	1.66	15.81
10	2.50	5.02	1.01	5.94	7.02	13.25	3.22	7.67	11.19	13.14	1.26	15.63
09 3Q	2.04	4.92	1.00	5.85	8.69	14.31	2.34	8.04	7.90	10.19	1.55	15.80
4Q	2.03	4.88	0.83	5.85	7.71	13.91	2.74	8.25	9.53	10.98	1.32	15.56
10 1Q	2.11	4.89	0.75	5.85	7.13	13.66	3.17	7.89	10.26	12.00	1.31	15.62
2Q	2.43	5.00	0.75	5.85	6.96	13.28	3.12	7.74	11.12	13.44	1.27	15.56
3Q	2.73	5.20	1.17	6.00	6.95	13.13	3.13	7.65	11.10	13.17	1.24	15.58
4Q	2.74	5.01	1.38	6.04	7.03	12.93	3.45	7.42	12.29	13.93	1.23	15.77
11 1Q	2.74	5.08	1.78	6.45	6.87	12.60	3.02	6.83	13.96	16.05	1.29	15.09
2Q	2.91	5.08	2.17	6.79	6.94	12.26	3.31	6.56	14.00	18.02	1.35	15.33
3Q	3.00	5.04	2.54	7.16	6.94	12.48	3.53	-	-	-	1.36	15.17

年 期	ミャンマー		ラオス		バングラデシュ		インド	パキスタン	スリランカ	
	預金	貸出	預金	貸出	預金	貸出	貸出	預金	預金	貸出
06	11.38	16.08	5.00	30.00	9.11	15.33	11.19	4.17	6.80	12.85
07	12.00	17.00	5.00	28.50	9.18	16.00	13.02	5.31	9.08	17.08
08	12.00	17.00	4.67	24.00	9.65	16.38	13.31	6.92	10.89	18.89
09	12.00	17.00	3.25	24.78	8.21	14.60	12.19	8.68	10.61	15.67
10	12.00	17.00	3.00	22.61	7.14	13.00	10.17	8.15	6.90	10.22
09 3Q	12.00	17.00	3.00	26.55	7.32	13.00	12.00	8.55	10.72	14.07
4Q	12.00	17.00	3.00	22.00	6.61	13.00	12.00	8.38	8.76	11.85
10 1Q	12.00	17.00	3.00	23.05	6.72	13.00	12.00	8.16	7.45	10.79
2Q	12.00	17.00	3.00	23.05	6.92	13.00	12.00	8.06	7.06	10.57
3Q	12.00	17.00	3.00	22.35	7.32	13.00	8.00	8.33	6.79	10.08
4Q	12.00	17.00	3.00	22.00	7.61	13.00	8.67	8.03	6.30	9.43
11 1Q	12.00	17.00	-	-	9.47	13.00	9.33	8.17	6.20	9.17
2Q	12.00	17.00	-	-	10.78	14.00	9.83	8.23	6.28	9.22
3Q	-	-	-	-	9.78	13.00	-	8.30	-	-

(資料)IMF、CEIC

アジア各国・地域の金利推移

各国・地域中央銀行の金融機関に対する貸出に適用される金利となる基準割引率(公定歩合)は 08~09 年にかけて利下げ後、中国や韓国、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン、ベトナムなどで利上げに転じた。銀行間取引金利をみると、08~09 年にかけて低下後、中国、韓国、台湾、ベトナム、インドなどで 10~11 年にかけて上昇傾向となっている。

預金・貸出金利は大半の国・地域で 08~09 年にかけて低下後、預金は中国やベトナム、タイ、バングラデシュで上昇基調が比較的顕著となっている。足元で預金金利が 5%を超えるのはインドネシア、ベトナム、ミャンマー、バングラデシュ、パキスタン、スリランカなどがある。貸出金利は主に 10 年後半から中国、台湾、タイなどで上昇に転じたのに対し、日本やインドネシア、フィリピン、カンボジア、スリランカなどでは低下傾向にある。

Back Issues

2011年4月発行 第1号

- ・日本経済を変える3つの衝撃～グローバル化の中で試される企業の心構え～(伊藤元重氏 講演)
- ・検証・ベトナムの魅力と課題
- ・Cambodia:日系企業によるカンボジア進出の現状と見直し
- ・India: 2011年度インド予算案の概要～税務面を中心～
- ・Vietnam:プロジェクトオフィスの会計・税務
- ・China:中国ビジネス法律講座(30) 特許権侵害の証拠の収集方法
- ・Hong Kong:国際税務講座第(15) 税務上の「居住者」と贈与税・相続税
- ・アジア経済情報: アジア概況

2011年5月発行 第2号

- ・高まる点心債への期待～オフショア人民元市場の胎動
- ・来料独資化の最新状況
- ・India:統合外国直接投資政策(第3版)による改正の概要
- ・Cambodia:カンボジアの制度会計と税務実務
- ・Vietnam:ベトナムにおける経営管理上の留意点(1) 経理業務②
- ・China:「広東省企業民主管理条例」の最新状況と見直し
- ・アジア各国・地域主要経済指標～国内総生産(GDP)編

2011年6月発行 第3号

- ・香港統括会社の設立に伴う香港・中国拠点の組織再編
- ・アジアで不動産バブルは発生しているか(前編)
- ・Vietnam:ベトナムにおける外貨建取引の留意点
- ・India:インドでのM&A、再編および撤退～総論
- ・Cambodia:カンボジア人事労務制度
- ・China:中国ビジネス法律講座(31) 震災に伴う生産調整にかかる労務対策について
- ・Hong Kong:国際税務講座第(16) 日本・香港の移転価格税制
- ・アジア各国・地域主要経済指標～物価・雇用・所得編

2011年7/8月発行 第4号

- ・中国一極集中からアジア全域へターゲットを広げる日本企業～アジアビジネスに関するアンケート調査より～(1)
- ・アジアで不動産バブルは発生しているか(後編)
- ・華南と華東の狭間で～中国江西省中・北部のいま～
- ・India: LLP(有限責任事業組合)に対する外国直接投資の開放
- ・Vietnam: ベトナムにおける経営管理上の留意点(2) 人事労務
- ・China: 中国における民事訴訟(4)
- ・China: 持分出資関連規定の解説
- ・アジア経済情報: アジア概況

2011年9月発行 第5号

- ・オフショア人民元センターへの青写真～中国との連携深める香港の活用
- ・中国一極集中からアジア全域へターゲットを広げる日本企業～アジアビジネスに関するアンケート調査より～(2)
- ・India:インドでのM&A、再編および撤退～上場企業の買収
- ・Vietnam: 法人税優遇と欠損金
- ・China: 中国ビジネス法律講座(32) 深圳経済特区前海深みなどサービス業協力区条例
- ・Hong Kong:国際税務講座第(17) IFRSの新たな指針
- ・アジア各国・地域主要経済指標～対外経済編

2011年10月発行 第6号

- ・中国ネットショッピング市場への参入～中国ネットショッピングサイト出店の実務～
- ・中国内陸部の投資環境を探る～河南省鄭州市のいま～
- ・中国・アジアの金融・証券市場[1]AAA 評価のシンガポール・香港
- ・India: インドの税制[35]「Point of Taxation Rules, 2011」の施行とサービス税
- ・Vietnam: ベトナムにおける会計資格および会計事務所としての法的要件
- ・China: 広州市における地域本部企業設立の優位性
- ・アジア経済情報: アジア概況

2011年11月発行 第7号

- ・東日本大震災が日本産業に与える影響～産業空洞化と日本企業の選択～
- ・中長期的な住宅供給拡大を目指す香港～2011/12年香港施政方針より～
- ・India: インドでの M&A、再編および撤退～非公開企業の買収と税務上の留意点～
- ・Vietnam: ベトナムへの M&A と税務上、会計上の留意点
- ・China: 外国投資者による国内企業の M&A に対する安全審査制度
- ・Hong Kong: 租税条約
- ・アジア各国・地域主要経済指標～為替レート編～

【ご案内】

「華南ビジネスレポート」(2001年4月創刊)、「アジアビジネスレポート」(2005年7月創刊)は2011年4月より合併し、「華南・アジアビジネスレポート」となりました。引き続きご高覧賜りますよう、何卒よろしく願います。

なお、バックナンバーのご用命は、巻末記載の連絡先もしくは弊行営業担当者まで、お気軽にお申し付けください。

免責事項

1. 法律上、会計上の助言

本誌記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。また、弁護士など専門家を紹介することで費用は一切頂きません。

2. 秘密保持

本誌記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。

3. 著作権

本誌記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

4. 諸責任

本誌記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。各申請項目については、最終批准の取得を保証するものではありません。また、みずほフィナンシャルグループに属するあらゆる会社から提供されるサービスは当該サービスが行われた国・地域・場所における法律、規制及び関連当局の管轄下にあります。

みずほコーポレート銀行

香港営業第一部

中国アセアン・リサーチアドバイザー課

TEL (852) 2102-5486

産業調査部直投支援室

TEL (03) 5222-5077

産業調査部アジア室(在シンガポール)

TEL (65) 6416-0344